

大都市地域における優良宅地開発の促進に関する緊急措置法（以下、優良法）

．案内情報

- 手続名 : 造成宅地の処分の届出
- 手続根拠 : 優良法第十一条
- 手続対象者 : 認定事業者（計画の認定を受けた宅地開発事業者）
- 提出時期 : 造成宅地を処分しようとするとき
- 提出方法 : 各地方整備局へ提出してください
（都市基盤整備公団、地域振興整備公団又は日本勤労者住宅協会の場合は、国土交通省総合政策局宅地課へ提出してください）
- 手数料 : なし
- 添付書類・部数 : 1．良質な住宅地の保全のための措置が講じられていることを明らかにする書面
2．処分しようとする造成宅地の規模及び形状を表示した縮尺 1/1000 以上の図面
3．国土利用計画法施行令第十七条の二第一項第三号から第五号までの規定による確認を受けたことを証する書面その他の造成宅地の処分価額が近傍同種の宅地の価額と均衡を失しないことを証する書面

各 1 部
- 申請書様式 : 優良法施行規則別記様式第二 造成宅地処分届出書
- 記載要領・記載例 : 提出先にお問い合わせ下さい

．窓口情報

- 提出先 : 関東地方整備局建政部住宅整備課 048 - 601 - 3151（内線 6185）
中部地方整備局建政部住宅整備課 052 - 211 - 6500（内線 6185）
近畿地方整備局建政部住宅整備課 06 - 6942 - 1141（内線 6181）
国土交通省総合政策局宅地課 03 - 5253 - 8111（内線 25236）
- 受付時間 : 提出先にお問い合わせ下さい
- 相談窓口 : 提出先にお問い合わせ下さい

．手続情報

- 審査基準 : 優良法第四条
優良法施行規則第五条 他
- 標準処理期間 : 提出先にお問い合わせ下さい
- 不服申立方法 :（行政不服審査法の規定による）